

# 平成26年度社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

東日本大震災とそれに伴う原子力発電所事故から3年が過ぎましたが、被災された方々は、いまだに仮設住宅や借上げ住宅での生活を続けており、今後の生活拠点など将来の見通しも不安な中での生活が続いています。

また、社会福祉を取り巻く環境は、依然として、核家族化や少子・高齢社会の進展と社会福祉諸制度の改革等により大きく変化するとともに、社会・経済の構造変化の中で、地域や家族のつながりが薄れ「孤立化」、「無縁社会」などと称されるように社会的に孤立し生活困窮に陥る問題が新たな社会的リスクとなっております。

このような中で、今後、地域において生活に困窮している世帯の発見や必要な支援等につなぐこと、住民一人ひとりが地域の一員として支え合いの心を持ち、地域課題を住民同士が解決するための仕組みづくりを目指した地域福祉活動の役割が期待されております。

よって、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の理想を高く掲げ、民間福祉の立場から、行政との連携のもとに、すべての団体が連動して、地域福祉活動を積極的に推進することを基本方針とします。

## II 事業計画

### 1 組織体制の確立

#### (1) 法人組織の充実強化

社会福祉協議会組織の充実強化を図るため、理事、監事及び評議員は、各界におよぶ幅広い各種団体及び豊かな福祉経験者をもって構成をはかり、本年度の理事会及び評議員会は3回以上開催する。

#### (2) 理事会、監事及び評議員会は、研修の一環として先進地視察を実施する。(地域福祉活動計画に基づく地域福祉実践の先進地) (重点)

#### (3) 本社協のよりよい将来的事業を検討するための総務・財務委員会、事業委員会を積極的に開催する。

#### (4) 自主財源の確保をめざし、基礎会員会費、共同募金配分金、公費補助金、特別会費、寄付金の確保を図ると共に、委託事業の積極的受け入れ及び介護保険サービス事業収益拡大策を講じ安定した法人運営を図る。

#### (5) 施設、備品など資産の円滑取得を図るため準備金の積立を実施し、費用の平準化と安定経営を図る。

(6) 職員体制の確立

ア 本社協人事管理の基本は信賞必罰を旨とし徹底した能率実証主義を評価の基準としている。

イ 最少の経費で最大の事業効果を期するため必要な専任職員体制を確立し、処遇等の条件整備及び資質向上を図るため、先進地視察等の研修の機会を職員に提供する。**(重点)**

(7) 平成22年4月1日付「災害時における県内市町村社協間の相互応援協定」の締結を受けて、整備した本社協「災害時（風水害・震災）における職員参集基準」及び「災害ボランティアセンター設置・運営要綱」に基づき、必要な訓練等を行うなどして災害時に備える。

**(重点)**

(8) 平成25年度に須賀川市において「須賀川市地域福祉計画（2次）」が策定されたことを受け、本会においても平成22年度に策定した「須賀川市地域福祉活動計画」の計画期間が平成26年度までとなっていることから、「須賀川市地域福祉活動計画（2次）」を策定する。**(新規)**

## 2 広報活動の推進

(1) 市民に対する本社協の事業内容及び情報公開を図るため、社協だよりを4回以上発行する。

(2) 本会ホームページの充実を図る。

## 3 地域福祉の充実強化

### (1) 地域社会との連携

#### ア ふれあいのまちづくり事業

事業目的 心豊かな福祉のまちづくりを目指して、地域住民の参加と行政や福祉施設等の関係機関との連携のもと、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりを実現する。

事業概要 ふれあいのまちづくり事業立案・運営、広報活動、情報収集、ふれあい福祉センター事業、住民参加による地域福祉事業、まごころ福祉サービスなど。

### (2) 生活福祉活動

#### ア 生活援助資金貸付事業

事業目的 低所得世帯を対象とし、一時的な生活費として、また、次期の収入までのつなぎ資金として貸付けることにより、当面の生活を支援

する。

事業概要 一世帯10万円以内、貸付期間1年以内で、一時的な生活費、緊急時の医療費などのために貸付業務を行う。

### イ 生活福祉資金貸付事業

事業の目的 低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指す。

事業概要 総合支援資金、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金（要保護世帯向け含む）の貸付業務を行う。

### ウ 心配ごと相談所の開設

事業目的 広く市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行い、その福祉の向上を図る。

事業概要 相談員による一般福祉相談及び弁護士による無料法律相談の実施。

### エ 法外援護事業

事業目的 家族、親族等を有しない単身世帯、あるいは低所得世帯を対象とし、緊急に生活費を必要とする世帯に生活資金を支給することにより生活更生を支援する。

事業概要 当面の生活更生資金として、3万円以内の法外援護費を支給する。

### オ 福祉的就労体験事業

事業目的 生活保護受給者で、様々な事情から一般的な就労が困難であったり、求職活動が長期化するなどして地域の中で孤立し、就労意欲が低下している者に対し、ボランティア活動の場を提供することにより社会的な居場所づくりと就労意欲の向上を図る。

事業概要 ボランティアを受け入れる福祉施設等を確保し、報酬を伴わないボランティア体験事業を提供する。

### カ 生活支援相談員配置事業（重点）

事業目的 東日本大震災による被災者の生活復興支援のため、応急仮設住宅等における見守り、相談、福祉制度等の情報の提供、被災者を中心とした交流の場づくり等に取り組む。

事業概要 ・被災者への生活福祉資金等の各種福祉・生活関連サービスの利用援助  
・被災者の福祉的見守り・支援ネットワークづくり

- ・被災者への各種在宅福祉サービス（ふれあいサロン、お茶会等）の実施
- ・集会場を利用した仮設住宅の住民支援（引きこもり防止、声かけ等）
- ・被災地域の福祉コミュニティづくり
- ・被災者の自宅及び仮設住宅等に出向いての相談、情報提供等
- ・被災者への各種イベント企画・実施  
被災者支援イベントの実施（新規）
- ・災害ボランティアセンターの活動 など

### （3）福祉ボランティアのまちづくり事業の推進

#### ア ボラントピア事業（ボランティアセンター運営事業）

事業目的 市民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成、援助を行うと共に、ボランティア相互の連携を図る。

- 事業概要
- ・社協登録ボランティア制度の啓発（災害ボランティア含む）
  - ・各種ボランティア活動の紹介
  - ・ボランティア情報紙の発行
  - ・ボランティアの啓発・研修
    - 福祉レクリエーション講習会の開催
    - サマーショートボランティアスクールの開催
    - 手話講習会の開催
    - 音訳従事者研修会の開催
    - 傾聴ボランティア養成講習会の開催
    - 配食（調理）ボランティア講習会の開催
    - 保育ボランティア養成講習会の開催
  - ・福祉教育の推進
    - 学校・企業への協力（出前講師、ボランティアの派遣、福祉機器の貸し出し）
  - ・福祉団体の育成
    - ボランティア連絡協議会への支援
    - NPO、市民活動団体との連携
    - ボランティア活動保険の加入助成
  - ・災害時支援協力員の登録推進（重点）
    - 大規模地震や風水害などの災害時に、この地域で生活する高齢者や障がい者などで様々な困難が想定される人の安全を地

域ぐるみで支えていくため、災害時要援護者の支援（個別支援）体制を構築する。

・災害時支援協力員研修等モデル事業（重点）

地域の防災に対する具体的な取り組みとしての自主防災組織の設置や防災福祉マップ作成等の支援を行う。

#### （４）高齢者福祉活動

##### ア 生きがい支援ふれあい事業受託管理運営（須賀川市デイサービスセンター、長沼老人福祉センター、岩瀬老人福祉センターの３ヶ所）

事業目的 日常は自立しているが、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により各種のサービスを実施することにより、生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図る。

事業概要 生活指導、日常生活訓練、入浴サービス、給食サービス、教養講座、創作活動、レクリエーション、送迎サービス等のサービスを提供する。

##### イ 家族介護者交流等事業の受託実施（須賀川地域、長沼・岩瀬地域各１回開催）

事業目的 家族で寝たきり高齢者や認知症高齢者を、介護している方々に参加していただき、心身のリフレッシュを図る。

事業概要 日頃の悩みや体験の意見交換をしたり、介護技術や最新の福祉機器、支援サービス等について学習し、さらに日頃の介護から離れ、楽しいひとときを過ごしていただく。

##### ウ 軽度生活援助事業の受託管理運営（長沼・岩瀬地域）

事業目的 高齢者の自立生活の助長を図る。

事業概要 要介護認定を受けられなかった概ね６５歳以上の高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助のサービスをする。

##### エ 地域ふれあい事業

事業目的 地域内の高齢者及び障がい者同志のふれあいと生きがいづくりをおこなう地域福祉活動の支援、育成を行い地域福祉の向上を図る。

事業概要 各町内会・区等が高齢者等のふれあい事業を実施する場合、補助金を交付する。

### オ だるま会、りんどうの会（高齢者のつどい事業）

事業目的 家にとじこもりがちな高齢者に事業を通し生きがいを持たせる。

事業概要 福祉バスの送迎により、老人センター内で、食事、入浴、レクリエーション等を行い、高齢者同士の交流を図る。

### カ 給食サービス事業（岩瀬地域）

事業目的 バランスのとれた栄養摂取の困難な高齢者等の安定した食生活の支援を図る。

事業概要 一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦に対して、ボランティアによる手作り弁当を配食する。

（須賀川・長沼地域においては、一人暮らし高齢者に対し、春の彼岸に「ぼた餅」を配食する。）

また、年末には全地域に正月用「切り餅」を配食する。

### キ 福祉機器貸出事業

事業目的 寝たきり等の要介護者の日常生活の安定を目指し、併せて介護者の身体的、経済的負担等を軽減する。

事業概要 介護支援ベット・エアーマット・車椅子等の福祉機器の無料貸出業務

### ク 地域包括支援センターの受託経営

事業目的 高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すもので、その実現のためには、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する必要がある。

「地域包括支援センター」は、こうした地域包括ケアを支える中核機関として、①総合相談支援・権利擁護、②包括的・継続的ケアマネジメントといった機能を担う。

事業概要 ① 介護予防事業のマネジメント

② 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援

③ 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

④ 支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援

## ケ 日常生活自立支援事業（安心サポート）

事業目的 高齢や障がい等によって、判断の能力が十分でなくなっている人も安心して暮らせるように、福祉サービスを利用していくためのお手伝いなどを行います。

事業概要 ①福祉サービスの利用援助  
②日常的金銭管理サービス  
③書類等の預かりサービス  
④担当職員の定期的訪問など

## コ 介護者のつどい事業（新規）

事業目的 要支援高齢者や要介護高齢者などを介護している家族介護者などを対象に、心身の元気回復と参加者相互の交流と親睦を図る。

事業概要 介護についての学習や介護者の健康づくり、悩みごと相談などを行う機会を提供し、介護の継続的な支援をしていく。

## サ 高齢者等相談業務の強化

## シ 老人クラブ連合会に対する助成と育成支援

## ス 須賀川市高齢者各種スポーツ大会に対する助成

## セ 須賀川市敬老会の開催（須賀川市と共催）

## ソ 須賀川ホームヘルパー協議会研修会に対する助成（新規）

## （5）児童福祉活動

### ア 須賀川市立白鳩保育園の管理運営事業

事業目的 本保育園は、児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。

児童福祉法及び新保育指針、その他児童福祉の関連法規等に示されている理念に基づき、乳幼児の人格形成に保育が果たす役割を強く認識し、保育目標にそって児童の心身の健全な成長発達を図り、もって社会福祉協議会としての付託に応える。

事業概要 社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会が運営にあたる保育園で、昭和24年11月1日に認可された。

以後50年有余にわたり認可私立保育園として、市民の要望にあ

った保育業務に当たり、現在は、朝7：00～夕18：30の延長保育事業を行っていて、平成26年4月からは、夕19：00までの延長保育を行う。

平成16年4月からは、指定管理者制度に基づく公設民営方式により市立保育園として開園し、本協議会が指定管理を受け運営する。

## イ 須賀川市立若葉児童館の管理運営事業

事業目的 健全な遊びを通して、児童の心身の健やかな発達を促進し、豊かな情操を養い、児童の健康増進を図る。

### 事業概要

若葉児童館 昭和40年4月1日開設。幼児保育所形態で、午後児童の生活の場として措置。

昭和50年4月1日から児童1年生から6年生までの指導

平成6年10月1日より開館時間の延長（月曜～金曜 8:30～17:30）

平成8年4月1日より開館時間の延長（月曜～金曜 8:30～18:00）

平成14年4月1日より週6日開館へ（月曜～土曜 8:30～18:00）

平成16年4月より市立白鳩保育園と合築方式により開館し、指定管理者制度に基づき、本協議会が指定管理を受け運営する。

### 若葉児童クラブ

平成15年4月1日から開設

保護者が昼間仕事等で家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を対象に、放課後の安全で豊かな生活時間を送るため、遊びを主とした生活指導をし、児童の健康増進を図る。

### 子育て支援

平成8年10月1日より子育て支援事業「わかばくらぶ」を開設（週1回実施）

平成10年4月1日より子育て支援事業「わかばくらぶ」を充実（週2回実施）（毎週火・木の2回）

須賀川市主催、子育て支援講座を開設（年5回実施）

平成17年4月1日より子育て支援事業の一環として「赤ちゃんくらぶ」を開設（毎週月曜日実施）

## ウ 須賀川市ファミリーサポートセンターの受託管理運営事業

事業目的 子どもをもつすべての方が安心して子育てができる環境を目指して、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員を紹介し、相互援助活動をサポートする。



事業概要 サポートセンターの管理・運営  
会員の募集・登録・総括管理  
相互援助活動の調整  
会員に対する講習会、交流会等の開催  
センターだより等広報紙の発行

エ 主任児童委員と学校との連絡協議会の組織化

オ 青少年健全育成会、愛護育成会、及び手をつなぐ親の会に対する助成

## (6) 障がい者福祉活動

### ア 身体障がい者等ホームヘルプサービス事業（障害者総合支援法）

事業目的 要支援状態にある身体障がい者等に対し、適正な訪問介護を提供する。

事業概要 要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

### イ 身体障がい者デイサービス事業（地域支援事業 日中一時支援）（須賀川市デイサービスセンター）

事業目的 要支援状態にある身体障がい者に対し、適正なデイサービス事業を提供する。

事業概要 要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### ウ 「声の広報」テープ貸し出し事業

事業目的 視覚障がい者に対し、「広報すかがわ」、「社協だより」、「市議会だより」、「選挙公報」等の内容を朗読、録音されたCD、テープを提供することにより、視覚障がい者の情報環境の向上を図る。

事業概要 視覚障がい者に対し、「広報すかがわ」、「社協だより」、「市議会だより」、「選挙公報」等を朗読ボランティアにより朗読、録音されたCD、テープを複製、貸し出しを行い視覚障がい者の求める福祉制度等の情報を提供する。

また、録音CD、テープの受け渡しについては、郵便事業株式会

社の特定録音物等郵便物発受施設の指定を受けた、郵便（無償）により行う。

## エ 相談支援事業

事業目的 障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。

事業概要 ①福祉サービスの利用援助  
②社会資源を活用するための支援  
③社会生活力を高めるための支援  
④専門機関の紹介  
⑤地域自立支援協議会の運営  
⑥相談支援強化事業に関すること  
⑦指定一般相談支援事業（地域移行支援及び地域定着支援）  
⑧指定特定相談支援事業（障害福祉サービス計画相談支援）

## オ 身体障害者福祉会に対する助成事業

## カ 手をつなぐ親の会に対する助成事業

## キ 難病患者ホームヘルプサービス事業の受託管理運営

## (7) 介護保険事業（介護予防サービス含む）

### ア 居宅介護支援事業

事業目的 介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等及びその家族に対し、適正な居宅介護支援を提供する。

事業概要 要介護状態等にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう必要な援助を行う。

### イ 訪問介護事業

事業目的 要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。

事業概要 要介護等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生

活全般にわたる援助を行う。

ウ デイサービスセンター管理運営事業（須賀川市、いわせデイサービスセンターの2ヶ所）

事業目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護を提供する。

事業概要 機能訓練・介護サービス・介護方法の指導・健康チェック・送迎サービス・給食サービス・入浴サービスを提供する。

（8）その他の福祉活動

ア 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の積極的展開

- ・共同募金運動 10月1日～10月31日（一般募金）  
11月1日～11月30日（法人・大口募金）
- ・歳末たすけあい運動 12月1日～12月31日
- ・各募金の配分事業の実施

イ 福祉バス運行事業（すかがわ、ながぬま、いわせ福祉バスの3台）

事業目的 民間事業と競合することなく、市民福祉の増進及び研修に限り使用し利便を図る。

事業概要 須賀川市内の高齢者、母子、心身障がい者等の団体がその本来の事業を行うとき、及び公共の用に供する場合に運行する。

ウ 民生児童委員協議会事務局の受託運営

エ 各種福祉団体の援助（分会的事務の援助）及び協力

オ 遺族連合会に対する助成